

## 川崎市密集住宅市街地整備促進事業補助金交付要領

平成8年9月1日川建地第108号

[改正 平成17年1月14日川ま市整第1236号]

[改正 平成20年3月26日19川ま市整第1209号]

[改正 平成29年3月30日28川ま防第172号]

[改正 令和2年3月27日31川ま防第669号]

[改正 令和3年3月31日2川ま防第518号]

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市密集住宅市街地整備促進事業補助要綱に基づき、当該事業の補助金の交付に関して必要な事項を定める。

(補助金の交付申請)

第2条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、川崎市密集住宅市街地整備促進事業補助金交付申請書（第1号様式）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 申請者は、補助金交付申請額が1,000,000円を超える場合は、市内中小企業者により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

3 申請者は、市内中小企業者から見積書等を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書（参考様式）を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として登載されている者、又は申請者に対して直近の4月1日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。

4 第1項に定める必要書類の内、入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第2号様式）については、同条第2項ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積を徴収し難しい事由がある場合に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第3条 市長は、前条の規定による交付申請書が提出されたときは、速やかに審査し、補助金の交付を決定したときは、その内容及び必要な条件を付して川崎市密集住宅市街地整備促進事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付決定の後、補助金を交付するものとする。
- 3 第1項の通知を受けた申請者（以下「交付対象者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、川崎市密集住宅市街地整備促進事業補助金交付請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（経費の配分の変更）

第4条 交付対象者は、事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、川崎市密集住宅市街地整備促進事業経費の配分変更承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（事業内容の変更）

第5条 交付対象者は、補助金の交付決定後において事業の内容を変更しようとする場合、補助金の額に変更を生じないときは、川崎市密集住宅市街地整備促進事業の事業内容の変更承認申請書（第6号様式）を、補助金の額に変更を生じるときは川崎市密集住宅市街地整備促進事業補助金交付変更承認申請書（第7号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、第1項の申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは川崎市密集住宅市街地整備促進事業の事業内容変更承認 通知書（第8号様式）、川崎市密集住宅市街地整備促進事業補助金交付変更決定通知書（第9号様式）により、交付対象者に通知するものとする。

（事業の中止又は廃止）

第6条 交付対象者は、補助金の交付決定後において事業を中止し、又は廃止しようとするときは、川崎市密集住宅市街地整備促進事業中止（廃止）承認申請書（第10号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、第1項の申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは川崎市密集住宅市街地整備促進事業中止（廃止）承認通知書（第11号様式）により、交付対象者に通知するものとする。

（完了期日の変更）

第7条 交付対象者は、事業が補助金交付決定通知に付された期日までに完了する見込みがないときは、川崎市密集住宅市街地整備促進事業完了期日変更報告書（第12号様式）により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（事故報告）

第8条 交付対象者は、事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要な事項を川崎市密集住宅市街地整備促進事業事故報告書（第13号様式）により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（遂行状況報告）

第9条 事業者は、事業の遂行状況を毎会計年度各四半期（第4四半期を除く。）ごとに川崎市密集住宅市街地整備促進事業遂行状況報告書（第14号様式）を当該期

間経過後、速やかに市長に提出しなければならない。

(遂行命令)

第10条 市長は、交付対象者が補助金の交付の決定内容又はこれに付した条件に従って事業を遂行していないと認めたときは、交付対象者に対し、これらに従って事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 市長は、事業者が前項の命令に従わなかったときは、事業の一時停止を命ずることができる。

(実績報告書)

第11条 交付対象者は、事業が完了したときは、速やかに川崎市密集住宅市街地整備促進事業完了実績報告書(第15号様式)を市長に提出しなければならない。

2 交付対象者は、事業が翌年度以降にまたがる場合で、補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに川崎市密集住宅市街地整備促進事業年度終了実績報告書(第16号様式)を市長に提出しなければならない。

3 第1項に定める必要書類の内、発注実績報告書(第17号様式)については、補助金交付申請額が1,000,000円を超える補助金額となる案件について記載するものとし、第2条第2項の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

(補助金の額の決定)

第12条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、当該報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査などにより、事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、川崎市密集住宅市街地整備促進事業補助金の額の確定通知書(第18号様式)により交付対象者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第13条 市長は、前条の規定による審査及び現地調査などの結果、事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、適合させるための措置をとるべきことを交付対象者に対して命ずることができる。

2 前項の命令により交付対象者が必要な措置を講じた場合は、第11条第1項及び前条の規定を準用する。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 完了実績報告による補助対象事業の成果又は事業費の実績額が著しく交付申請

の内容を下回るとき。

(4) 補助金交付の決定内容及びこれに付した条件等に違反したとき。

(5) この要領若しくは関係法令の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、事業者に期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委任)

第16条 この要領に定めるもののほか必要な事項はまちづくり局長が別に定めることができる。

附 則

この要領は、平成8年9月1日から施行する。

附 則

改正後の要領は、平成17年1月14日から施行する。

附 則 (平成20年3月26日19川ま市整第1209号)

改正後の要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月30日28川ま防第172号)

改正後の要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月27日31川ま防第669号)

改正後の要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日2川ま防第518号)

改正後の要領は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

（あて先）

川 崎 市 長

申請者 住所  
（代表者）氏名

年度 川崎市密集住宅市街地整備促進事業補助金交付申請書

次の建替事業について、川崎市密集住宅市街地整備促進事業補助金交付要領第2条の規定に基づき補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 事業の目的
  
- 2 事業の施行場所 川崎市 区
  
- 3 事業の種類
  
- 4 補助金交付申請額 円
  
- 5 事業の内容 別紙事業計画書記載のとおり
  
- 6 事業開始予定期日 年 月 日
  
- 7 事業完了予定期日 年 月 日
  
- 8 補助金交付申請額の経費の配分 (別紙1のとおり)
  
- 9 補助金交付申請額の算出方法の明細 (別紙2のとおり)

## 添付図書等

- 1 事業計画書
- 2 実施計画書
- 3 区域図 縮尺 1/2500 程度の白図に、建替えが行われる土地の区域を表示したもの
- 4 敷地等の権利関係を明らかにする書面
  - (1) 土地・建物の登記簿謄本の写し
  - (2) 土地関係図（建替えの区域、地番、権利関係等を明示したもの）
  - (3) その他 敷地等の権利関係を明らかにするもの
- 5 除却計画図 縮尺 1/500 程度の白図に、建替えを行う土地の区域及び除却する建築物の位置、規模、用途、構造を表示したもの
- 6 建設計画図
  - (1) 一般図（1/50、1/100、1/200 程度の配置図、平面図、立面図、断面図等）
  - (2) 建物の位置 住宅の戸数及び間取り等を表示したもの
  - (3) その他 建設計画が判るもの
- 7 共同施設計画図 補助対象に係る共同施設について、その位置、規模、施設の種類、構造、寸法等を色分けで表示したもの
- 8 現況写真 最近のもの
- 9 市内中小企業からの見積書（2者以上）の写し
- 10 入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第2号様式）
- 11 その他必要な書類、図面等

## 入札（見積り）が行えないことに係る理由書

- 1 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない、補助金等の交付予定額が100万円を超える事業場の施行場所

事業の施行場所 川崎市 区

- 2 発注先

3. 提出する見積書の種類及び数量

市内中小企業者による見積書	通
市内中小企業者以外による見積書	通

（※辞退届を含む。）

4. 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない理由

	(1) 市内中小企業者で取扱いがない
	(2) 2者以上の市内中小企業者で取扱いがない
	(3) 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内中小企業者では目的が達成できない
	(4) 継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある
	(5) 工事を発注する場合で、発注する仕様に定める施工中や施工後の保証内容等を含め、市内中小企業者では対応できないもの
	(6) 上記以外の事由（事由内容を下記に記載）

※複数の理由に当てはまる場合は、（1）から（6）の順に最初に当てはまる1つの理由を選択してください。

（6）の理由を選択した場合、その事由内容

川崎市密集住宅市街地整備促進事業補助金交付要領第2条2項に定める市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収により難い理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された補助金の全部または一部を返還いたします。

（注）市内中小企業者の定義  
 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、市内に主たる事務所又は事業所を有する者（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）  
 ※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

（申請者）住所

氏名

（法人の場合は名称・代表者）

第3号様式（第3条関係）

川崎市指令 第 号  
年 月 日

様

川崎市長

年度 川崎市密集住宅市街地整備促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで補助金の交付申請があった事業について、次のとおり決定したので通知します。

- 1 決定の内容 申請のとおり補助金の交付を決定する。
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 事業の施行場所 川崎市 区
- 4 事業の種類
- 5 事業完了予定期日 年 月 日
- 6 交付の条件
  - (1) この事業が交付決定に記した期日に完了しない場合、又は事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
  - (2) この事業の執行にあたっては、平成22年3月26日付国官会第2317号通知「社会資本整備総合交付金交付要綱」、「川崎市密集住宅市街地整備促進事業補助要綱」及び「川崎市密集住宅市街地整備促進事業補助金交付要領」に基づき適正に執行しなければならない。

事業に係る契約を締結したときは、市長に届出しなければならない。



第4号様式（第3条関係）

年 月 日

（あて先）

川 崎 市 長

申請者 住所  
（代表者）氏名



年度 川崎市密集住宅市街地整備促進事業補助金交付請求書

年 月 日付け川崎市指令 第 号で補助金の交付決定通知を受けた事業に係る補助金について、次のとおり請求します。

1 事業の施行場所 川崎市 区

2 事業の種類

3 請求金額 円

(1) 補助金交付決定額 円

(2) 補助金交付済額 円

(3) 今回補助金請求額 円

今後の補助金請求予定額 円

4 補助金の振込先

金融機関名

支店名等

口座種別（普通預金・当座預金）※どちらかに丸をつけてください

口座番号

口座名義人 氏名

フリガナ

第5号様式（第4条関係）

年 月 日

（あて先）

川 崎 市 長

申請者 住所  
（代表者）氏名

年度 川崎市密集住宅市街地整備促進事業経費の配分変更承認申請書

年 月 日付け川崎市指令 第 号で補助金の交付決定通知を受けた事業  
について、経費の配分を変更したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 事業の配分変更を必要とする理由

2 事業の施行場所 川崎市 区

3 事業の種類

4 経費の配分の変更内訳

（単位：円）

経費の配分	補助金対象事業費			補助率	補助金額
	変更前	増△減	変更後		
調査設計計画				2 / 3	
土地整備					
共同施設整備					
合計				—	

第6号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）

川 崎 市 長

申請者 住所  
（代表者）氏名

年度 川崎市密集住宅市街地整備促進事業の事業内容の変更承認申請書

年 月 日付け川崎市指令 第 号で補助金の交付決定通知を受けた事業  
の変更をしたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 変更の内容
- 2 事業の施行場所 川崎市 区
- 3 事業の種類
- 4 関係書類及び図書（別紙のとおり）

第7号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）

川 崎 市 長

申請者 住所  
（代表者）氏名

年度 川崎市密集住宅市街地整備促進事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け川崎市指令 第 号で補助金の交付決定通知を受けた事業  
について、補助金の変更をしたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 補助金の変更を必要とする理由
- 2 事業の施行場所 川崎市 区
- 3 事業の種類
- 4 事業の完了予定期日 年 月 日
- 5 補助金交付申請額 円  
交付決定額 円  
変更申請額 円  
差引増△減額 円
- 6 補助金交付変更額の算出方法等（別紙のとおり）

注）補助金交付変更額の算出方法等は、補助金交付申請書の様式を準用する。  
なお、添付図書等は変更に係る部分のみを添付すること。

第8号様式（第5条関係）

川 第 号  
年 月 日

様

川崎市長

年度 川崎市密集住宅市街地整備促進事業の事業内容変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度川崎市密集住宅市街地整備促進事業  
の事業内容の変更については、次のとおり承認したので通知します。

- 1 承認の内容 申請書のとおり事業内容の変更を承認します。
- 2 事業の施行場所 川崎市 区
- 3 事業の種類
- 4 事業完了予定期日 年 月 日

第9号様式（第5条関係）

川崎市指令 第 号  
年 月 日

様

川崎市長

年度 川崎市密集住宅市街地整備促進事業補助金交付変更決定通知書

年 月 日付け 川崎市指令 第 号で交付の決定通知をした事業の補助金については、次のとおり当該決定の額を変更したので通知します。

- 1 事業の施行場所 川崎市 区
- 2 事業の種類
- 3 補助金交付決定額  
今回交付決定額 円  
前回までの交付決定額 円  
差引増△減額 円
- 4 事業完了予定期日 年 月 日

第10号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）

川 崎 市 長

申請者 住所  
（代表者）氏名

年度 川崎市密集住宅市街地整備促進事業（ ）部中止  
（又は廃止）承認申請書

年 月 日付け川崎市指令 第 号で補助金の交付決定通知を受けた事業について、事業を（ ）部中止（又は廃止）したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 廃止（又は中止）を必要とする理由

2 事業の施行場所 川崎市 区

3 事業の種類

4 中止（又は廃止）に係る事業の内容（別表）

5 中止（又は廃止）に係る補助金の額

(1) 補助金交付決定額	円
(2) 中止（又は廃止）申請額	円
(3) 差 引 額	円

6 工程表

7 添付書類 補助金交付決定通知書の写し

注)（ ）内には、全部又は一部の別を記入すること

川崎市指令 第 号  
年 月 日

様

川崎市長

年度 川崎市密集住宅市街地整備促進事業中止（又は廃止）承認通知書

年 月 日付で（ ）部中止（又は廃止）承認申請のあった事業について、次のとおり当該事業の中止（又は廃止）を承認したので通知します。

1 事業の施行場所 川崎市 区

2 事業の種類

3 中止（又は廃止）に係る補助金の額

- |                 |   |
|-----------------|---|
| (1) 補助金交付決定額    | 円 |
| (2) 中止（又は廃止）申請額 | 円 |
| (3) 差引額         | 円 |



第12号様式（第7条関係）

年 月 日

（あて先）

川 崎 市 長

申請者 住所  
（代表者）氏名

年度 川崎市密集住宅市街地整備促進事業完了期日変更報告書

年 月 日付け川崎市指令 第 号で補助金の交付決定通知を受けた事業について、次の理由により同通知に付された完了期日には事業の完了が困難となりましたので報告します。

- 1 事業の施行場所 川崎市 区
- 2 事業の種類
- 3 補助金交付決定通知による事業の完了期日 年 月 日
- 4 変更となる完了予定期日 年 月 日
- 5 変更の理由
- 6 事業実施状況表
- 7 工程表
- 8 参考資料 写真等事業の進捗状況を把握できるもの

第13号様式（第8条関係）

年 月 日

（あて先）

川 崎 市 長

申請者 住所  
（代表者） 氏名

年度 川崎市密集住宅市街地整備促進事業事故報告書

年 月 日付け川崎市指令 第 号で補助金の交付決定通知を受けた事業に係る事故について、次のとおり報告します。

- 1 事業の施行場所 川崎市 区
- 2 事業の種類
- 3 事故の内容
- 4 事故に対する措置
- 5 事業に及ぼす影響

第14号様式（第9条関係）

年 月 日

（あて先）

川 崎 市 長

申請者 住所  
（代表者） 氏名

年度 川崎市密集住宅市街地整備促進事業遂行状況報告書

年 月 日付け川崎市指令 第 号で補助金の交付決定通知を受けた事業の  
年度第 四半期における遂行状況について、別紙のとおり報告します。

第15号様式（第11条関係）

年 月 日

（あて先）

川 崎 市 長

申請者 住所  
（代表者）氏名

年度 川崎市密集住宅市街地整備促進事業完了実績報告書

年 月 日付け川崎市指令 第 号で補助金の交付決定通知を受けた事業が完了しましたので、川崎市密集住宅市街地整備促進事業補助金交付要領第11条の規定により関係書類を添えて次のとおり報告します。

- 1 事業の施行場所 川崎市 区
- 2 事業の種類
- 3 補助金の交付決定額及び精算額

補助金の交付決定額	円
補助金の精算額	円
差引 増△減額	円
- 4 補助事業の実施期間

自	年	月	日
至	年	月	日
- 5 補助事業の成果 別紙「補助事業の成果」のとおり
- 6 添付書類
  - (1) 補助金精算調書
  - (2) 補助金受入調書
  - (3) 事業実施状況
  - (4) 図面
  - (5) 事業の完了写真
  - (6) その他（参考となる資料）

第16号様式（第11条関係）

年 月 日

（あて先）

川 崎 市 長

申請者 住所  
（代表者）氏名

年度 川崎市密集住宅市街地整備促進事業年度終了実績報告書

年 月 日付け川崎市指令 第 号で補助金の交付決定通知を受けた事業の  
年度における実績について、川崎市密集住宅市街地整備促進事業補助金交付要領第11  
条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

- 1 事業の施行場所 川崎市 区
- 2 事業の種類
- 3 補助金交付決定額及び未済額
  - (1) 補助金交付決定額 円
  - (2) 補助金執行済額 円
  - (3) 補助金未済額 円
- 4 補助事業の完了期日
  - (1) 当初の完了期日 年 月 日
  - (2) 変更後の完了期日 年 月 日
- 5 補助金受入調書（別紙のとおり）

注）様式については、完了実績報告書の様式を準用する。

## 発注実績報告書

(申請者) 住所  
氏名  
(法人の場合は名称・代表者)

年 月 日付け 第 号で補助対象確認通知書の通知を受けた事業について、川崎市密集住宅市街地整備促進事業補助金交付要領第 11 条第 3 項の規定に基づき報告します。

### 1 事業の施行場所

川崎市 区

### 2 発注実績 (別添とすることも可)

※対象経費のうち、100 万円を超える工事、委託、物品購入に係る契約のみを記載してください。(単位: 円)

	契約日	契約種別 (工事、工事監理)	契約名称	業者名	市内中小 の別	契約金額
1						
2						
3						
					合計	

### 3 添付書類

- (1) 上記、建築工事に関する契約書の写し
- (2) 市内中小企業者による入札又は 2 者以上の市内中小企業者から見積りを徴収し  
難い事由がある場合は、入札 (見積り) に係る理由書  
※すでに提出済の書類については省略することが出来ます。

#### (注) 市内中小企業者の定義

中小企業基本法 (昭和 38 年法律第 154 号) 第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当、  
市内に主たる事務所又は事業所を有する者 (原則として川崎市内に登記簿上の本店  
がある企業)

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

川 第 号  
年 月 日

様

川崎市長

年度 川崎市密集住宅市街地整備促進事業補助金の額の確定通知書

年 月 日付けで完了実績報告のありました事業について、川崎市密集住宅市街地整備促進事業補助金交付要領第12条の規定により審査したところ、適正に執行されていると認められたので、次のとおり補助金の額を確定し、通知します。

- 1 事業の施行場所 川崎市 区
- 2 事業の種類
- 3 確定した補助金額 円
- 4 補助金交付決定額 円
- 5 交付済補助金額 円
- 6 補助金の返還額 円

## 市内中小企業者に係る誓約書

私は、次の案件の入札に参加または見積書の提出を行うにあたり、当社が川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であることを誓約します。

### 対象となる事業計画の概要

#### 事業の施行場所

川崎市 区

※本誓約書に虚偽の記載があった場合には、上記案件に係る入札・見積り等の契約手続から除外または契約を解除する場合があります。

### 【参考】

○中小企業基本法（昭和38年法律第154号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

○川崎市内企業の定義

川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する企業（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業、個人事業主については住所が川崎市内にあるもの）をいう。

（あ て 先）

補助申請者名 \_\_\_\_\_

所 在 地 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_

資本金の額 \_\_\_\_\_ 円

職員総数 \_\_\_\_\_ 人

（※代表者・役員を含む常時雇用されている人数を記入してください。）